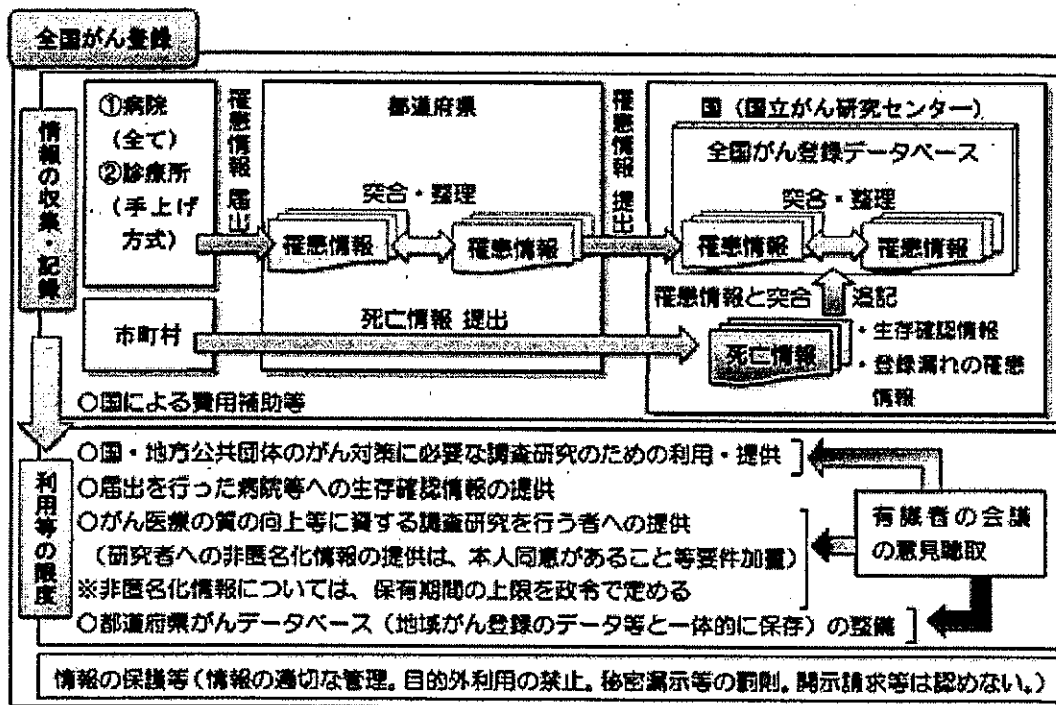


全国がん登録情報の提供・利用等について

1 概要

- 全国がん登録は、「がん登録等の推進に関する法律」（以下「法」という。）の施行に基づき、平成28年1月から始まった。
- 法では、全国がん登録情報とともに、法施行前の地域がん登録の情報も一体的に管理できるものとし、それら情報の利用・提供等について規定している。
- 情報の利用・提供等については、平成31年1月1日から開始されることとなり、県では、そのための体制整備を行う必要がある。



2 全国がん登録情報の利用・提供等に係る体制整備について

(1) 知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者の指定 (法第24条)

知事は、法第24条の規定によりその権限及び事務を委任できることとされており、平成27年度の当部会において、公益財団法人秋田県総合保健事業団が委任先に決定されている。

(「資料3別紙1」参照)

(2) 【協議】 窓口組織の設置 (「秋田県がん登録事業情報提供事務処理要綱」第2)

法第24条の規定により知事の権限及び事務を委任されている公益財団法人秋田県総合保健事業団に設置するものとする。

(3) 【協議】 合議制機関 (法第18条第2項、第19条第2項、第21条第7項)

- 都道府県知事等による利用・提供については、「審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。」とされている。([参考])
- 国通知では、当該機関は、地方自治法第138条の4第3項(※1)に該当し、かつ、法に定める要件を満たすもので、全国がん登録の利用・提供が開始されるまでに設置するものとされている。

- 「秋田県健康づくり審議会がん対策分科会がん登録部会」は、秋田県健康づくり推進条例に基づき設置された審議機関であり、また、法第18条第3項（※2）ほかの要件を満たすことから、法が求める合議制機関と位置づけられる。

なお、審議にあたっては、原則としてがん登録部会を開催し、会議形式により協議・審査するものとするが、利用内容により会議開催の必要がないと判断される場合は、持ち回りによる決裁とする。

なお、可否同数等の場合は、同条例第25条第7項の規定に基づき、がん登録部長の決するところによるものとする。

〔参考〕

都道府県知事が、審議会等の意見を聴くことが必要な場合

(1) 都道府県がん情報の利用

- ・ 都道府県知事による利用等（法第18条第2項）

法第18条第1項第3号の規定により、同項第2号に掲げる者に準ずる者を定め
都道府県がん情報、特定匿名化情報を利用または提供する場合

- ・ 市町村等への提供（法第19条第2項）

都道府県がん情報のうち、当該市町村のがん情報を提供する場合

- ・ その他の提供（法第21条第10項）

調査研究を行う者へ都道府県がん情報を提供する場合（同条第8項）

調査研究を行う者へ匿名化した情報の提供する場合（同条第9項）

(2) 都道府県がんデータベース

- ・ 都道府県データベースを整備し、又は保存する情報の対象範囲を拡大する場合（法第22条第2項）

- ・ 都道府県がん情報を匿名化するとき（法第22条第4項）

- ・ 届出対象情報以外のがんの情報（法第22条第1項第2号に規定）を保有する者を
政令第6条第2項第9号の規定に従って指定するとき（政令第6条第3項）

(3) 権限及び事務の委任

- ・ 法第24条（都道府県知事の権限及び事務の委任）に規定する、都道府県知事の権限
及び事務を行うのにふさわしい者を指定するとき（政令第8条第2項）

※1 地方自治法 第138条の4第3項（抜粋）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

※2 法第18条第3項（抜粋）

審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(4) 【協議】 利用・提供等に係る諸規定等

平成30年3月13日付けで、国から、情報の提供を行うにあたっての事務処理について規定された「全国がん登録 情報の提供マニュアル」が示され、当該マニュアルを参考に事務処理要綱の策定等を行うこととされた。

これを受け、本県においても諸規定等を整備するものである。

- 秋田県がん登録事業情報提供事務処理要綱
情報の提供に関する事務処理の明確化及び円滑化を目的に、新たに策定するもの
(施行日) 平成31年1月1日
- 秋田県における都道府県がん情報の提供の利用規約
提供依頼申出者及び利用者が、知事から情報の提供を受け、利用するにあたって
遵守すべき事項を定めることを目的に、新たに策定するもの
(施行日) 平成31年1月1日

※個人情報保護のための安全管理措置及び業務に係る手順等についての諸規定等は、
厚生労働省及び国立がん研究センターのマニュアル等を準拠し、窓口組織である

公 益財団法人秋田県総合保健事業団が作成するものとする。

3 がん情報の提供の流れについて
(「資料3別紙2」参照)

全国がん登録事務の委任先について

1 目的

「がん登録等の推進に関する法律」（以下「法」という。）の規定に基づき、「全国がん登録」の実施に関して、病院等からの届出情報の受理その他の知事の権限及び事務を行わせる者を定める必要がある。

2 委任先（案）

「全国がん登録」の実施に当たっては、個人情報を含むがん登録情報の適正な管理と、精度の高い審査を行う体制を有することが必要であることから、平成18年度から「秋田県地域がん登録事業」を受託している「公益財団法人秋田県総合保健事業団」を委任先としたい。

3 委任日

平成28年1月1日（全国がん登録開始日）

4 法24条に基づき委任する知事の権限及び事務

条項	法に定める権限及び事務	委任
6条1項	病院等からの届出情報の受理	○
8条1項	届出情報の審査、整理、厚生労働大臣への提出	○
8条2項	届出情報の審査、整理を行うための「全国がん登録データベース」の利用	○
10条2項	厚生労働大臣からの通知に基づく、がん罹患した者に関する調査、厚生労働大臣への報告	○
13条2項	厚生労働大臣からの通知に基づく、がん登録情報と死亡者情報の照合に関する調査、厚生労働大臣への報告	○
16条	情報の収集、記録、保存等のための関係者への資料提出、説明、協力の要請	○
18条1項	県から調査研究委託を受けた者等への「都道府県がん情報（※本県分）の提供	○
19条1項	市町村等への「都道府県がん情報（※当該市町村分）」の提供	○
20条	病院等への「都道府県がん情報（※当該病院等分）」の提供	○
21条8項	がんの調査研究を行う者への「都道府県がん情報」の提供	○
21条9項	がんの調査研究を行う者への匿名化された「都道府県がん情報」の提供	○
22条1項	「都道府県がん情報」と「地域がん登録データ」等を一体的に記録・保存する「都道府県がんデータベース」の整備	
22条3項	「都道府県がんデータベース」に保存する全国がん情報の匿名化、消去	○

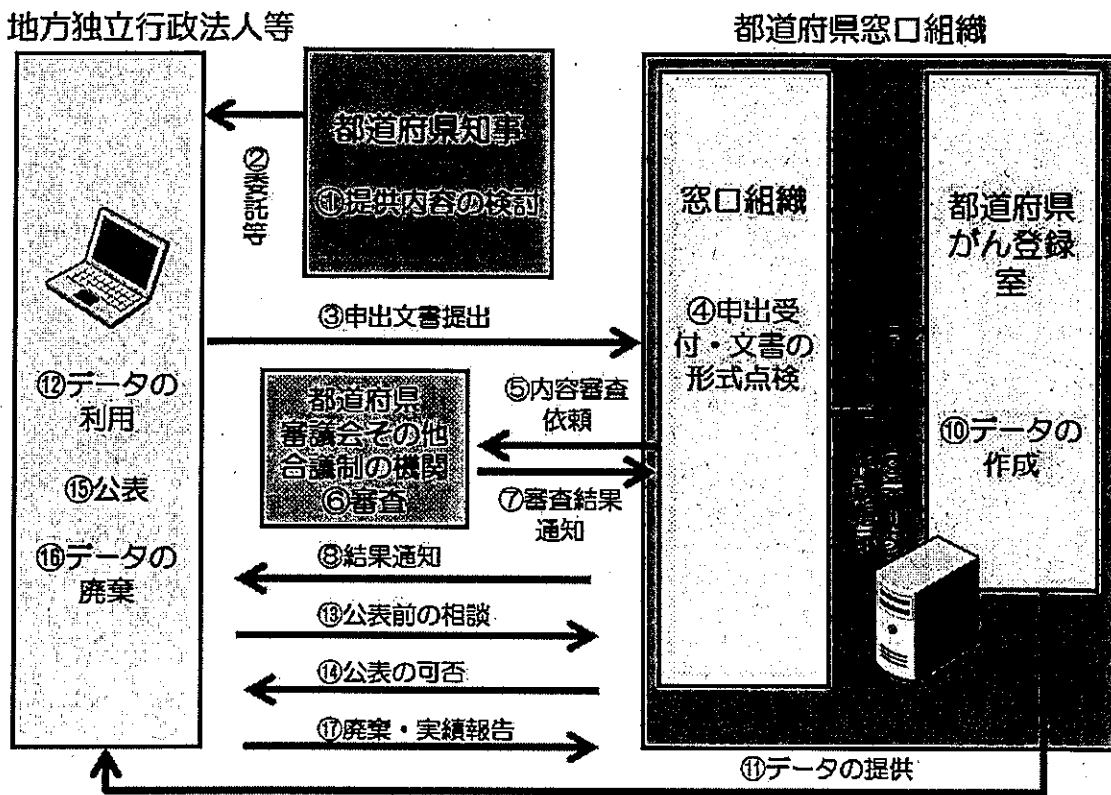


図4. 都道府県知事による提供 (18条)

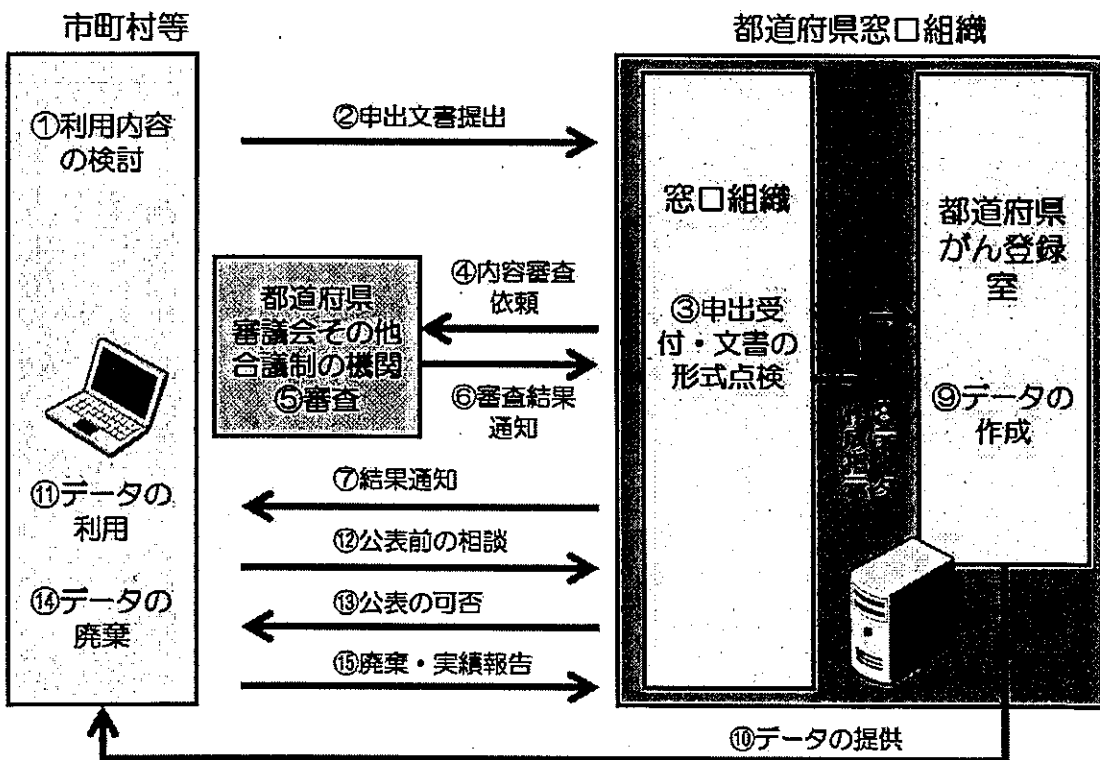


図5. 市町村等への提供 (19条)

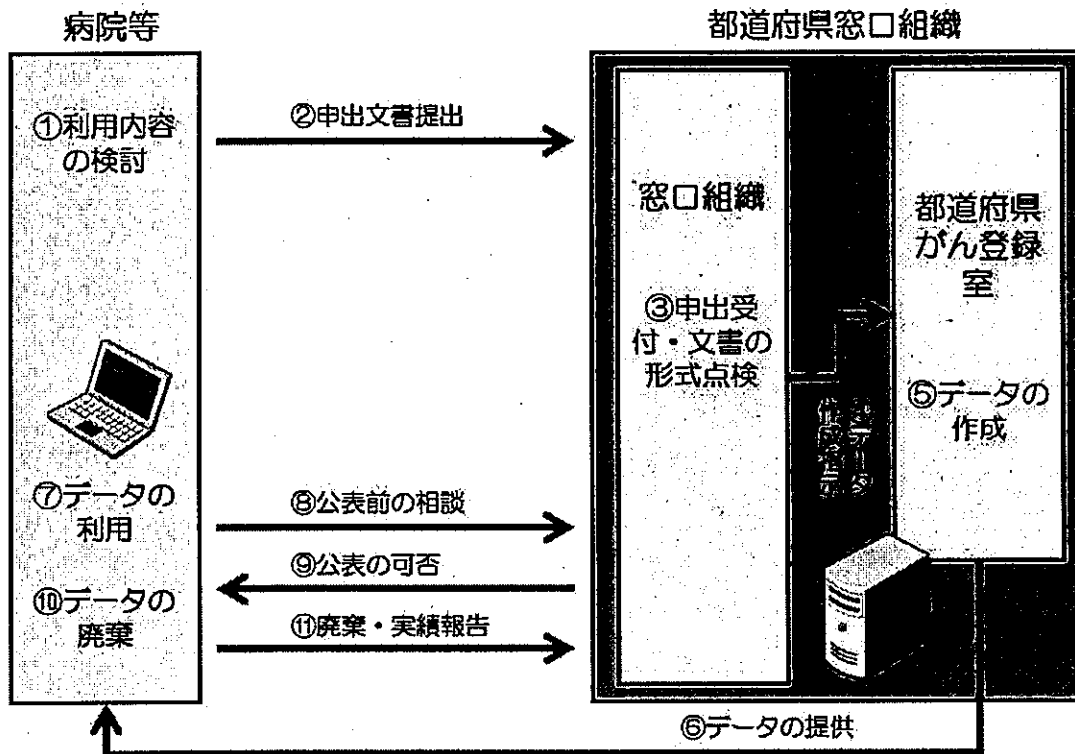


図6. 病院等への提供 (20条)

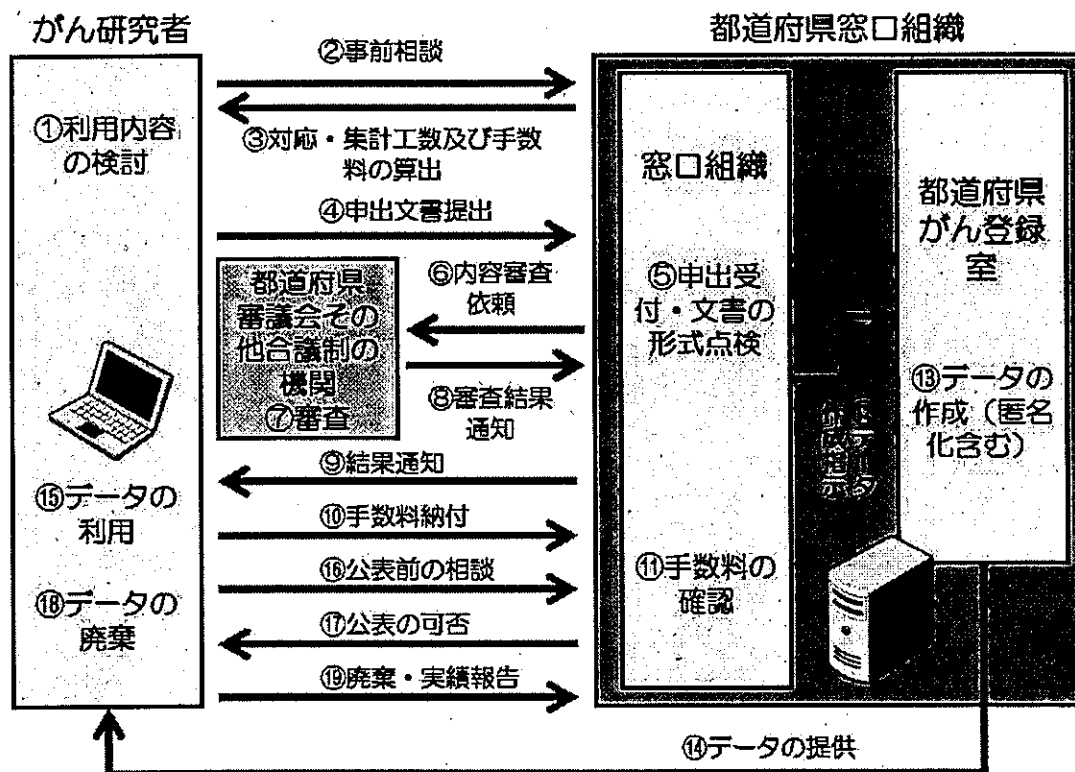


図7. その他の提供 (21条8項~9項)